

誓約事項及び競争参加資格確認に係る注意

別紙

1 競争入札参加申請に伴う誓約事項

本件入札の参加申請者は、競争参加資格確認申請をもって、次のとおり誓約したものとみなします。

ご自分の資格をよく確認してから申請してください。

※ 虚偽申請は指名停止の対象となりますのでご注意ください。

〔 資格がないことが確認された場合、競争入札参加資格確認申請書に虚偽の記載をしたものと判断します。 〕

誓 約 事 項

当社(私)は、本件入札の競争参加資格確認申請日において、次の事項について事実と相違ないことを誓約します。

なお、誓約後に「1」の要件を満たさなくなった場合、又は「2」に該当しない場合は、本件入札を辞退します。

1 入札公告に記載されている競争入札参加資格の要件をすべて満たしています。

2 入札公告に記載されている入札保証金を納付します。

入札保証金を納付しない場合は、入札公告に記載されている入札保証金が免除される要件を満たしています。

2 競争参加資格確認についての注意事項

「かながわ電子入札共同システム」により競争参加資格「有」とされた場合でも(その時点では細部にわたる資格確認はしていません)、開札後、改めて資格を確認し、資格が確認できなかった者の入札は無効としますのでご注意ください。

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定により、入札参加資格等必要事項を次のとおり公告します。

令和8年(2026年)9月16日

鎌倉市長 松 尾 崇

1 入札に付する事項

物品名:「投票記載台」

詳細は別紙「物品購入発注概要書」のとおり

※ この案件の入札は電子入札運用基準に基づき、かながわ電子入札共同システム(以下「電子入札システム」という。)により執行します。入札に参加するためには、本市へのICカードの利用者登録が必要です。

2 競争入札参加資格

入札に参加し、落札者となるためには、競争参加資格確認申請日から落札決定日までの全期間に渡って、次に掲げる要件をすべて満たしていることが必要です。

- (1) 令和7・8年度(2025・2026年度)の本市の入札参加資格を有し、かつ、入札案件ごとに指定された営業種目及び細目の登録を認められていること。
- (2) 前号のほか入札案件ごとに定められた条件を満たしていること。
- (3) 入札金額に対応した積算内訳書を提出できること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項に規定する者でないこと。
- (5) 監督官庁より営業停止処分又は営業免許若しくは営業登録の取消処分を受けていないこと。
- (6) 鎌倉市入札指名停止等取扱基準に基づく指名停止又は指名留保を受けていないこと。
- (7) 鎌倉市暴力団排除条例(平成23年10月条例第11号)第2条第2号、第4号又は第5号に該当しないこと。
- (8) 2年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続(以下「更生手続又は再生手続」という。)の開始決定を受けた後、再度(1)に規定する入札参加資格を有することとなった者を除く。
- (9) 6箇月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。ただし、更生手続又は再生手続の開始決定を受けた後、再度(1)に規定する入札参加資格を有することとなった者を除く。

3 競争入札参加資格申請

入札参加希望者は、別紙「誓約事項及び競争参加資格確認に係る注意」を必ず確認の上、電子入札システムにより申請してください。競争参加資格確認申請をもって別紙「誓約事項及び競争参加資格確認に係る注意」の誓約事項について誓約したものとみなします。

4 質問の方法

仕様書の内容についての質問は、物品購入発注概要書にある質問受付期間内に本市指定の質問書(鎌倉市契約検査課ホームページからダウンロードしてください。)に記入の上、契約検査課へ電子メール(buppin@city.kamakura.kanagawa.jp)又はファクシミリ(0467-23-7901)で送信してください(電子メールは記載のアドレス以外は無効です。)

なお、回答は電子入札システムの回答機能で、全ての入札参加者への情報提供として行います。

5 入札書の提出

- (1) 入札書は電子入札システムにより「物品購入発注概要書」に記載した期限までに提出してください。
- (2) 入札書には、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から消費税額及び地方消費税額を控除した金額を記載してください。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税額及び地方消費税額に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とします。
- (3) 入札執行回数は1回とします。ただし、入札不調の場合は、2回目の入札を行います。
詳細は7「入札不調の場合」をご覧ください。

6 入札保証金

入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の3以上の入札保証金を入札前に納付しなければなりません。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、入札保証金を免除とします。

- (1) 入札に参加しようとする者が、保険会社との間に本市を被保険者とする入札保証保険契約を締結していること。
- (2) 入札に参加しようとする者が、過去5箇年の間に本市、国、他の地方公共団体又は公法人と契約を締結し、これらの契約を誠実に履行し、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められること。

7 入札不調の場合

入札(開札)結果が不調の場合、2回目の入札を行います。1回目の入札に参加した者(辞退・入札書不着・失格・無効を除く)には、電子入札システムでお知らせしますので、開札日の午後2時までに再度、入札価格(税抜)の入力を電子入札システムで行ってください。2回目の入札は、同日午後2時30分に開札します。

8 落札候補者及び落札者の決定

予定価格の範囲内で、最低の価格をもって入札を行った者(以下「落札候補者」という。)について競争参加資格を審査し、要件を満たしていることが確認できた場合に、当該落札候補者を落札者として決定します。審査の結果、その者が要件を満たしていることが確認できないときは、当該入札者を無効とし、次に価格の低い入札者について同様の審査を実施します。さらにその入札者を無効とした場合は順次、価格の低い入札者から同様の審査をします。

なお、同額の入札が複数ある場合は、くじ引きにより落札候補者を決定し、その者について競争参加資格の審査をしたうえで、要件を満たしていることが確認できた場合に落札者として決定します。

くじ引きの具体的な方法については、別添「くじ引きの方法について」をご参照ください。

9 その他

- (1) 落札者が契約締結までに、2の競争入札参加資格(以下「参加資格」という。)のうち、一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しません。
- (2) 契約の締結に当たっては契約書の作成を要します。なお、契約書の作成に要する費用は落札者の負担とします。
- (3) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。
- (4) 次に掲げる入札は無効とします。
 - ア 参加資格を満たさない者が行った入札
 - イ 参加資格確認に必要な書類について虚偽の記載をして行った入札
 - ウ ICカード登録後に変更が生じているにもかかわらず、変更手続きを完了しないまま当該ICカードを使用して入札に参加し、入札後に事実が発覚した場合
 - エ 他人名義のICカードを不正に取得し、又は使用して行った入札
 - オ 電子入札システムを不正に利用し、又は電子証明書を不正に使用して行った入札
 - カ 契約締結前に談合情報があり、審査の結果談合の事実があったと認められた場合の入札
 - キ その他入札に関する条件に違反した入札
- (5) 公正に入札を執行できないと認められる場合又はそのおそれがある場合は、入札を中止又は延期することがあります。
- (6) 入札が中止又は延期された場合において、その入札のために要した費用を本市に請求することはできません。
- (7) 前各号に定めるもののほか、各種法令及び鎌倉市契約規則の定めるところによります。